

## 税務情報

## 国税庁 — 消費税のプラットフォーム課税に関する英語版 Q&amp;A 等の公表

2024 年度税制改正では、2025 年 4 月 1 日以後に国外事業者がデジタルプラットフォーム（アプリストア、オンラインモール等）を介して国内において行う消費者向け電気通信利用役務の提供のうち、特定プラットフォーム事業者<sup>(\*)</sup>を介してその役務の提供の対価を収受するものについては、その特定プラットフォーム事業者がその役務の提供を行ったものとみなして消費税の申告・納税を行うこととする「プラットフォーム課税」制度が新たに創設されました。

<sup>(\*)</sup> 特定プラットフォーム事業者とは、プラットフォーム事業者のその課税期間において、その提供するデジタルプラットフォームを介して国外事業者が国内において行う消費者向け電気通信利用役務の提供に係る対価の額（税込）のうち、そのプラットフォーム事業者を介して収受するものの合計額が 50 億円（課税期間が 1 年に満たない場合には年換算した金額）を超えるものとして、国税庁長官により指定を受けた者をいいます。

これを受け、国税庁は 7 月 30 日にプラットフォーム課税に関する日本語版 Q&A 等を公表しましたが<sup>(\*)</sup>、12 月 20 日、プラットフォーム課税に関する英語等による情報を集約した「[Platform Taxation of Consumption Tax](#)」というページに、以下の 2 つの英語版 Q&A を掲載しました。

- [Q&A about Platform Taxation of Consumption Tax \(For Foreign Businesses\)](#) (PDF 408KB)
- [Q&A about Platform Taxation of Consumption Tax \(For Platform businesses\)](#) (PDF 936KB)

<sup>(\*)</sup> Q&A の概要については、2024 年 8 月 2 日発行の e-Tax News No.312 「[国税庁 — 消費税のプラットフォーム課税に関する Q&A 等の公表](#)」にてお知らせしています。

なお、上記のページに掲載されているリーフレットについては、英語版のほか中国語版（簡体字、繁体字）と韓国語版も公表されていますが、Q&A については現時点では英語版のみが公表されています。

また、国税庁は上記のページ及びプラットフォーム課税に関する日本語版のペ

ージ「[消費税のプラットフォーム課税について](#)」において、以下の特定プラットフォーム事業者の名簿を公表しました。

■ [特定プラットフォーム事業者名簿](#) (PDF 77KB)

この名簿には、2024年12月6日時点において国税庁長官により指定を受け、2025年4月1日から特定プラットフォーム事業者となる4つの事業者が掲載されています。

## KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル8F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

[info-tax@jp.kpmg.com](mailto:info-tax@jp.kpmg.com)  
[kpmg.com/jp/tax](http://kpmg.com/jp/tax)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.